

お客さま 各位

備前日生信用金庫

預金規定の改正について

平素より備前日生信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、金融庁が策定・公表しております「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定を改正しますので、お知らせいたします。

改定後の規定については、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

お客さまには、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正する預金規定

普通預金規定、決済用普通預金（無利息型）規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

2. 改正年月日

2025年6月1日（日）

3. 主な改正内容（例：普通預金規定）

以下の条項を追加します。他の規定についても、同様の改正を行います。

改正後	改正前
<p>14.（取引等の制限）</p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合、<u>または預金者に送達されなかった場合には、本規定16条の通知等に基づき、到達されたとみなし、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>以下、省略</p>	<p>14.（取引等の制限）</p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>以下、省略</p>

（下線部が改正箇所）

以上